

広告募集案内【定価制】 (施設広告掲出仕様書)

市営プロムナード矢部 9 号棟・10 号棟壁面に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	市営プロムナード矢部
施 設 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 階建て、42 戸 (9 号棟) ・ 9 階建て、44 戸 (10 号棟) 屋外広告物に該当します。
所在地 (場 所)	戸塚区矢部町 321 番地
利用者数・利用者層	JR 戸塚駅乗車人数 110,797 人/日 (地下鉄含む利用者数: 延べ約 260,000 人/日)、JR 東海道本線 平均通過人数 355,144 人/日
広 告 設 置 場 所	JR 線の線路に面した市営プロムナード矢部の西向き外壁面
広 告 掲 出 期 間	令和 2 年 12 月 18 日 (金) 以降 (1 か月以上 1 年まで 1 か月単位での掲出) ※ 1 か月の考え方は、月初起算の場合は暦に従って計算します。月の初めから期間を起算しない場合は、翌月においてその起算日に相当する日の前日となります。

■広告料

掲出場所	スペース (別紙参照)	枠数	広告料 (1 枠、月額、税込)
建物壁面 (9 号棟線路沿い)	縦 18m 以下、横 5 m 以下	1 枠 (分割不可)	1 m ² あたり 1,200 円
建物壁面 (10 号棟線路沿い)	縦 18m 以下、横 5 m 以下	1 枠 (分割不可)	1 m ² あたり 1,200 円

※代理店手数料を含みます。

■広告掲出にあたっての留意点

広 告 の 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○ 横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、横浜市屋外広告物条例、行政財産等への屋外広告掲出ガイドラインその他の広告関連規程を遵守してください。 ○ その他以下に掲げる広告は掲出できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡に関わる内容の広告 (例: 墓地、葬儀場の案内等)
広 告 の 制 作 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掲出を希望する 2 か月前までに、建築局市営住宅課へ広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○ 掲出を希望する 1 か月前までに、都市整備局景観調整課へ横浜市屋外広告物条例に基づく申請を行い、今回の提出物件が周辺の景観を阻害しないと認められるよう、表示面のデザインについて協議してください。 ○ 掲出を希望する 1 週間前までに、審査が完了した広告を提出してください。また、契約期間中に広告内容等を変更する場合も審査を受けてください。 ○ 上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。

	<p>○広告の制作は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。</p> <p>○掲出する広告は、再剥離が可能なもの（貼付面を傷めず、粘着剤が残らないもの）とします。</p> <p>○広告の設置、撤去等の作業は、横浜市と事前に協議の上、日時を調整し、事業者自身（費用等については申込者負担）で行ってください。</p>
財産の使用許可	○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料（1㎡あたり月額1,000円 ※小数点以下第3位を切捨て）をお支払いいただく必要があります。
その他	<p>○広告掲出前に、屋外広告物設置許可申請及び手数料の納付を行ってください。</p> <p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p>

■申込み

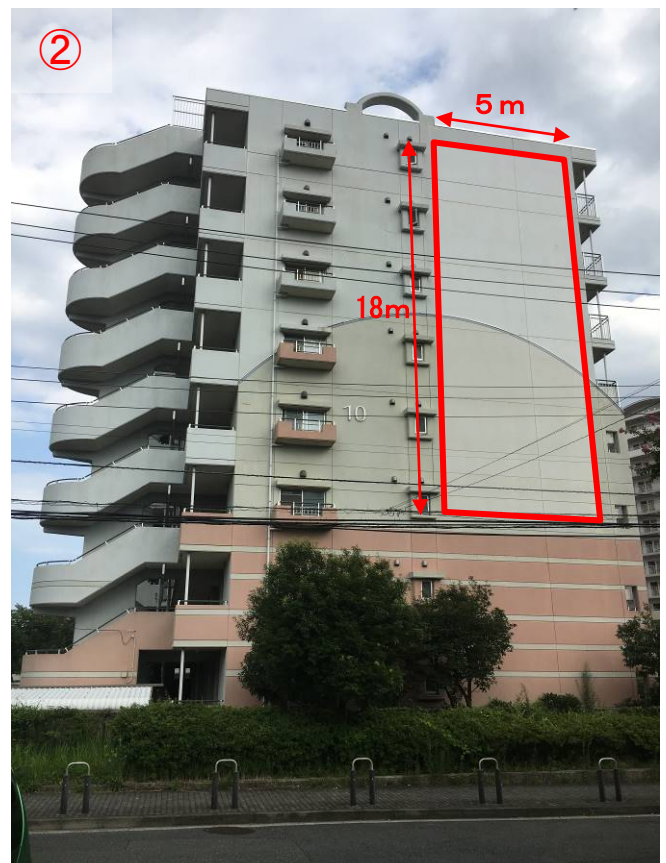
申込条件	お申込みは広告代理店に限らせていただきます。広告主が決定していない場合は決定後、必ず広告内容等の審査を受けてください。
申込方法	申込書（別紙）を下記申込先へ郵送又はご持参ください。
事業者選定方法	<p>先着順</p> <p>※1日単位で締め切ります。同日に受けたお申込みは同順位として取り扱います。同日内に空き枠数を超えたお申込みがあった場合は、横浜市が抽選を行い、決定します。</p> <p>※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。（17時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の17時15分までに受領した申込書と同順となります。）</p>
募集開始日	令和2年9月18日（金）
申込期間	<p>原則として掲出希望日の6か月前から3か月前までの期間にお申し込みください。</p> <p>※掲出状況等については、事前にお問合せください。</p>
申込先	<p>（担当課名）横浜市建築局市営住宅課</p> <p>（所在地）〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10</p> <p>（TEL/FAX）TEL 045-671-2929/FAX 045-641-2756</p> <p>（Eメール）kc-shieijutaku@city.yokohama.jp</p>



▲市営プロムナード矢部 位置図



▲市営プロムナード矢部 9号棟 外観



▲市営プロムナード矢部 10号棟 外観

広告掲載申込書（印刷物・施設広告：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	市営プロムナード矢部における壁面広告掲出		
	掲出希望期間 (1か月以上1年まで/1か月単位)	年 月 日	～ 年 月 日	
	広告内容			
	個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）